

別紙 1

(平成 29 年度)

施設の配置図	縮尺	1/1000 (A4)	0 5 10 15 20 25 30 35 40m	学校名	美 和 小 学 校			調査番号	調査年度	調査年度	調査年度	整理番号
					(都道府県)	(市町村)	(学 校)					
								3 1	2 0 1	0 0 2 6		

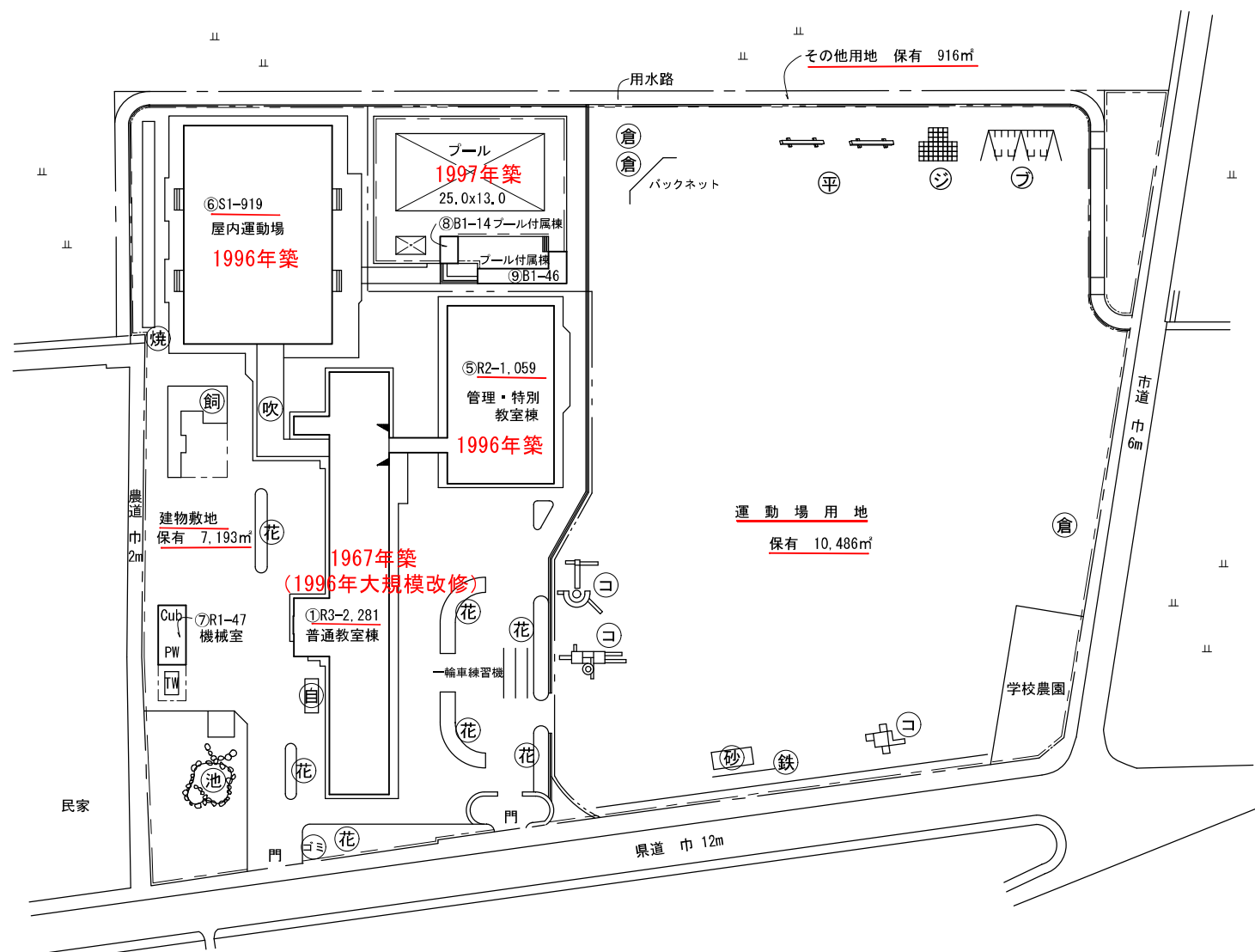
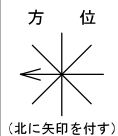
凡 例

建 物

- 未 未とりこわし建物
- 危 危険建物
- 借 借用建物
- 一時 一時使用建物
- 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの

- 吹 吹き抜け渡廊下
- 倉 倉庫、物置
- 花 花壇、植栽
- 砂 砂場
- 足 足洗い場
- 自 自転車置場
- ゴミ ゴミ集積所
- 浄 浄化槽(単独合併)
- 部 部室
- 焼 焼却炉
- 鉄 鉄棒
- 飼 飼育舎、動物舎
- 池 池、観察池
- 簡 簡易な小規模構造物
- 他 学校建物以外の建物
- 開 学校開放のための建物

- フ ブランコ
- ス 滑り台
- シ ジャンゲルジム
- 回 回転ジャンゲルジム
- シ シーソー、懸垂シーソー
- コ コンビネーション遊具
- 平 平均台
- ○

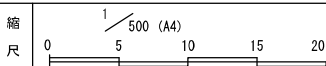


校地面積 18,595㎡

(平成29年度)

No. 1

平面図



縮尺

学校名 美和小学校

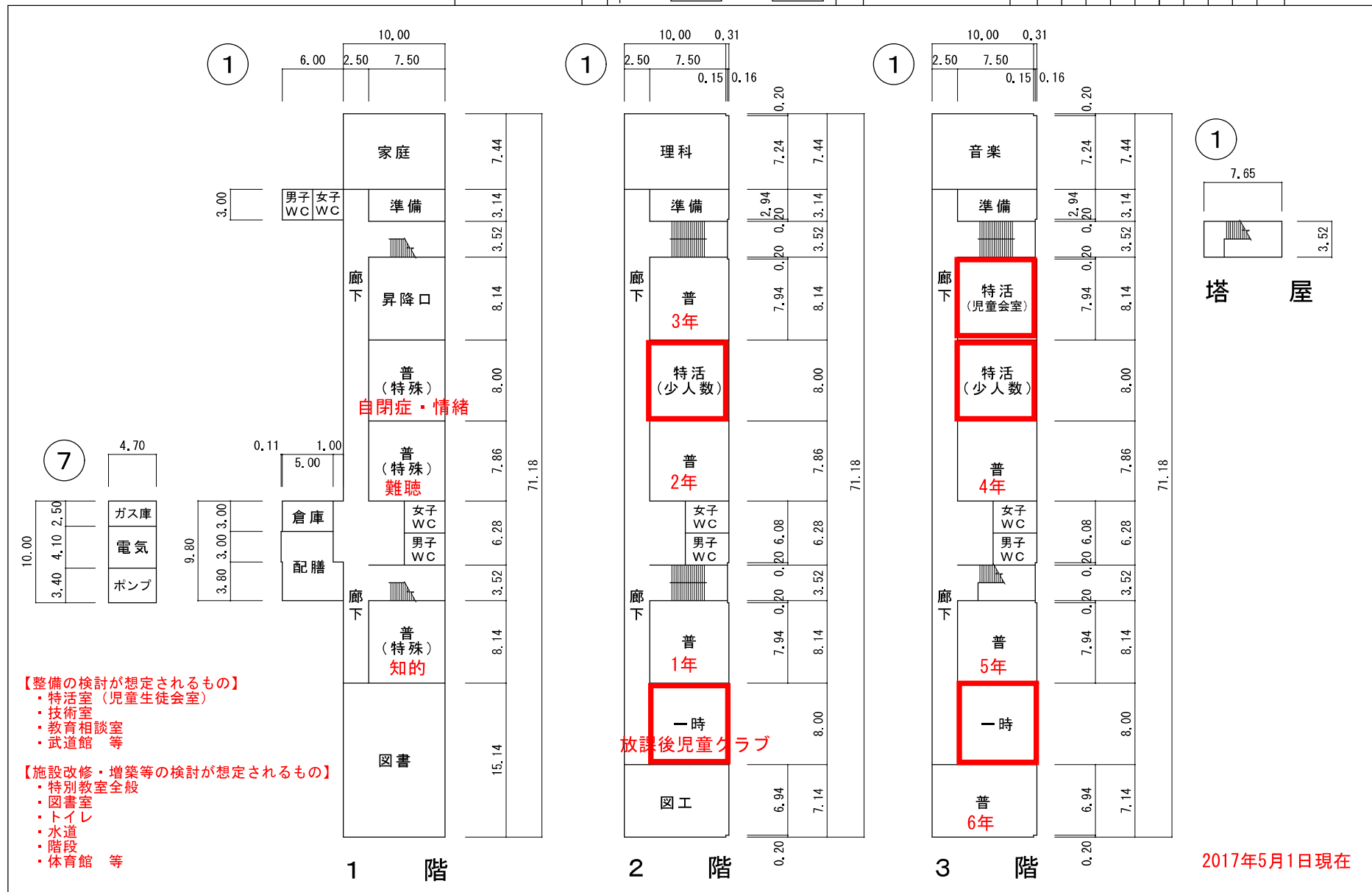
調査番号

(都道府県) 3 1

(市町村) 2 0 1

(学校) 0 0 2 6

整理番号



【整備の検討が想定されるもの】

- ・特活室 (児童生徒会室)
- ・技術室
- ・教育相談室
- ・武道館 等

【施設改修・増築等の検討が想定されるもの】

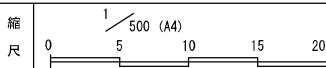
- ・特別教室全般
- ・図書室
- ・トイレ
- ・水道
- ・階段
- ・体育館 等

2017年5月1日現在

(平成29年度)

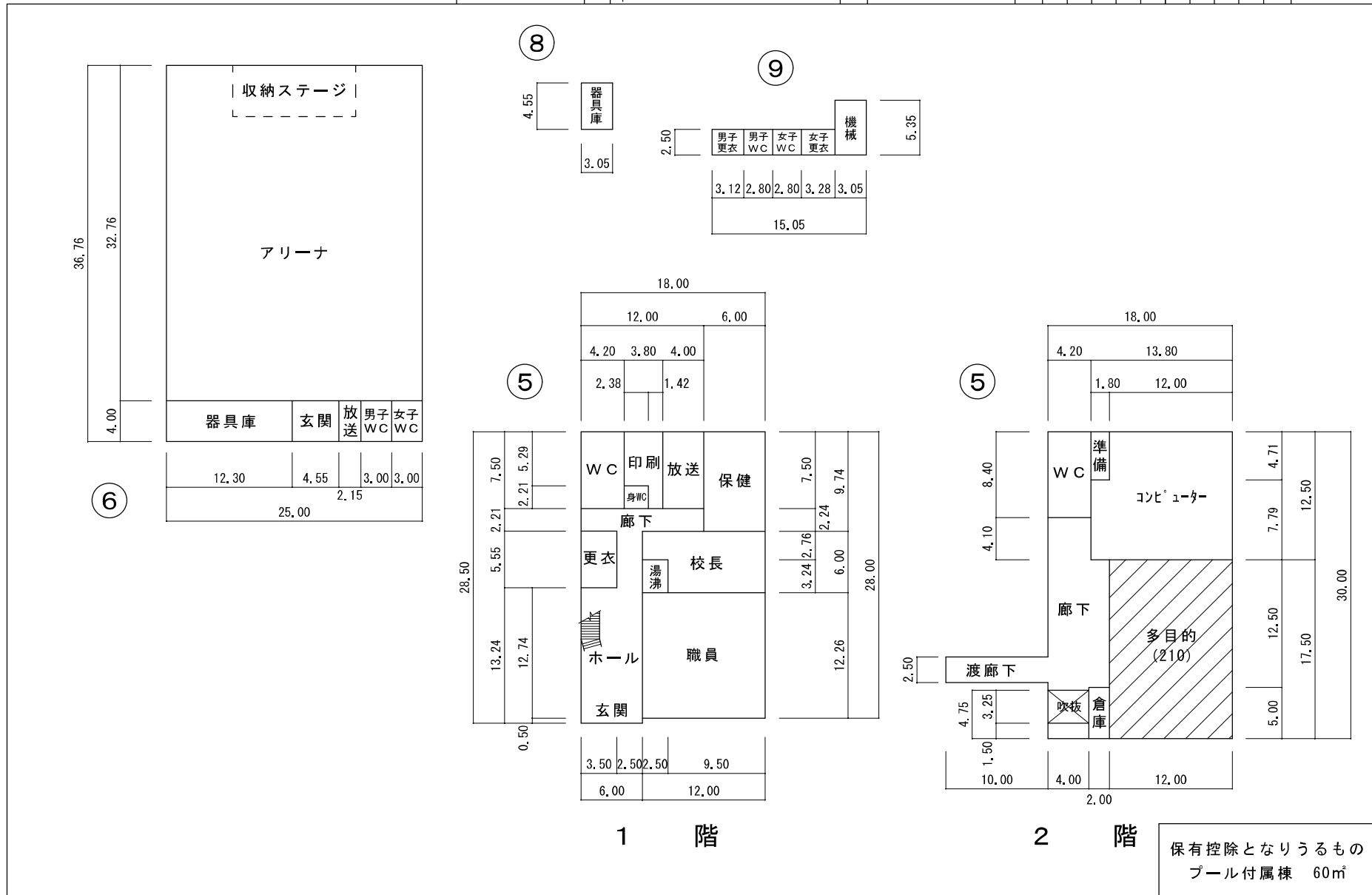
No. 2

平面図



学校名 美和小学校

調査番号	(都道府県)	(市町村)	(学校)	整理番号
31	201	0026		





【鳥取市公共施設再配置基本計画】

公立学校施設整備の基本的な考え方

更新時の方向性

- ・ 中長期的に維持することが考えられる施設（校区審議会において統廃合を検討していない学校）については、文部科学省の方針に基づき、長寿命化対策を実施
- ・ 単独で更新する場合、児童・生徒数の推移をふまえ規模を検討
配置の考え方
- ・ 校区審議会での議論等を基に配置を検討

江山中学校	美和小学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎建築年度（1964（S39）年、1966（S41）年、1975（S50）年）耐震補強済み 1990（H2）年 大規模改修実施（全校舎） ・ 屋内運動場建築年度（1987（S62）年）耐震補強済み ・ 校地面積 15,269 m²（運動場 7,026 m² 建物敷地 8,243 m²） ・ 鳥取市公共施設再配置基本計画における施設更新検討時期 第一期（2016（H28）～）に該当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎建築年度（1967（S42）年、1996（H8）年）耐震補強済み 1996（H8）年 大規模改修実施（1967（S42）年築 校舎） ・ 屋内運動場建築年度（1996（H8）年）耐震補強済み ・ 校地面積 18,595 m²（運動場 10,486 m² 建物敷地 7,196 m²） （ <u>学校隣接地 約 2,800 m²除く</u>） ・ 鳥取市公共施設再配置基本計画における施設更新検討時期 第一期（2016（H28）～）に該当
	

別紙 2

鳥取市における小中一貫教育に関する制度について

平成29年1月
鳥取市教育委員会

1 はじめに

平成10年以降から、全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が進められ、中1ギャップの解消、学力の向上等の成果が挙げられている。この取組は全国的に広がり、今後もさらなる増加が見込まれている。

国は、教育再生実行会議の第5次提言「今後の学制等の在り方について（平成26年7月3日）」、さらに中央教育審議会の「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」を受けて、平成27年6月に学校教育法の一部を改正し、小中一貫教育の制度化を行った。これにより、教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した総合的かつ効果的な取り組みの実施及び教育課程の特例等の柔軟な教育課程編成をすることが可能となり、地域の実態に対応した多様な取り組みの選択肢が提供された。

鳥取市では、湖南中学校の児童生徒数の減少による小規模化のデメリットを解消し、地域に根差した特色ある教育を行うために、平成20年に県内で初めての小中一貫教育校を設置した。その後、平成28年に福部未来学園が開校し、鹿野地域でも平成30年の開校に向けて準備を進めている。

また、平成23年からは、「小中一貫教育推進プラン」を策定し、市内全中学校区において9年間の連続・一貫した指導を行ってきている。そして、平成26年度からは、「特色ある中学校区創造事業」で、目指す子ども像の共有や、地域保護者も含めた推進協議会の設置等さらに一歩進めた形の小中一貫教育を進めてきている。

平成28年に策定した「鳥取市教育振興基本計画」では、推進施策の一つとして、「信頼される教育環境の充実」を挙げている。この中で、将来を担う子どもたちや地域にとって、これからの学校はどうあるべきなのかを議論し、地域全体の意向として集約していく検討組織づくりを進め、そこで導き出された責任ある方向性を尊重するという基本姿勢に立って、学校づくりを行っていくこととしている。

2 小中一貫教育に関する制度の概要

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
			中学校併設型小学校・小学校併設型中学校
修業年限		9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織
			※小学校と中学校における教育を一貫して 施すためにふさわしい運営の仕組みを整 えることが要件
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程		◆9年間の教育目標の設定 ◆9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
特例	独自教科新設	○	○
	内容の入替等	○	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
教育課程		前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、 中学校には中学校設置基準を適用

3 制度導入のメリット

義務教育9年間の子どもの学びや育ちをつなぐために、一人の校長の下、一つの教職員組織で、連続した指導や支援にあたることができる。

地域、学校の実態に即した自由度の高い教育課程を編成し、特色ある学校づくりをさらに推進することができる。

- ・義務教育9年間の区切りを柔軟に設定することができる。
(例) 「4・3・2制」, 「5・4制」
- ・新設教科の設置、指導内容の入替などが設置者の判断で行うことができる。

4 導入により想定される課題とその対応策

想定される課題・懸案事項	対応策等
管理職を含めた教職員数はどうなるのか。	国も県も、小学校、中学校の職員定数を合算した定数となると回答している。管理職を1名減とする場合も、教諭(定数内行使を含む)を代わりに配置できる。
学校予算の配分はどうなるのか。	現在の基準である(小学校分+中学校分)に児童生徒数を加味した形での予算配分を行う予定である。
義務教育学校は校長が一人であるが、施設分離型の場合に危機管理等の対応は大丈夫なのか。	両施設に副校長を配置し、一定の権限を持たせること及び指示連絡系統を明確にし、スピーディーに対応できるようにする。
小中の免許を併有していない教職員を義務教育学校に配置できるのか。	免許の併有は原則となっており、国はどちらか一方の免許でも認めている。一方のみ所有の教職員は、教職員免許法に従って指導を行うことになる。
義務教育学校の設置が、小中学校の統廃合を加速させたり、教職員削減につながるのではないのか。	本市では、学校のあり方については、地域で集約された意見を最大限に尊重する方針であり、一方的に統廃合を進めることはない。すでに設置された小中一貫校は、統廃合を望まない地域がそのデメリットを解消するために導き出した結論であり、逆に1小、1中の中学校区が学校を存続させる手段となっている。また、上記に述べたように、1小、1中であれば、教職員の削減にはつながらない。

5 「義務教育学校」及び「小中一貫型小学校・中学校」設置の考え方

- (1) 各中学校区においては、9か年という長いスパンで教育を行うことを今後もめざしていく。

さらに、幼保との接続も視野に入れた連携教育にも力を入れる。

- (2) 「義務教育学校」、「小中一貫型小学校・中学校」は、選択肢ととらえる。
- (3) 設置に当たっては、地域住民・保護者・学校関係者からなる検討組織で集約された意向をもとに、それが地域の実態に合った教育効果の高い学校であるかを判断し、教育委員会が設置する。

6 「義務教育学校」設置が想定される中学校区(H30.6.29現在)

湖南学園中学校区 (湖南学園小学校、湖南学園中学校)
 福部未来学園中学校区 (福部未来学園中学校、福部未来学園小学校)
 鹿野中学校区 (鹿野中学校、鹿野小学校)
江山中学校区 (江山中学校、神戸小学校+美和小学校)
神戸小学校と美和小学校は統合し、中学校区に1中学校・1小学校となるため

(写)

平成30年5月31日

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志 様

鳥取市校区審議会
会長 本 名 俊 正



今後の鳥取市立江山中校区の学校のあり方について（答申）

鳥取市校区審議会（第13期）は、平成28年6月28日に第1回の審議会を開催して以降、「鳥取市全域の市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について」（平成28年6月28日付け発教総第165号）に関する審議を進めてきた。

この審議の過程において、平成28年7月22日に「かんの教育を考える会」より、そして平成29年9月19日に「江山校区の学校のあり方を考える会」より要望書が提出されたことを受けて、現地での視察や意見交換等を行いながら中長期的な検討も含め慎重に審議を重ねた結果、江山中校区の学校のあり方について次のとおり答申する。

記

神戸小学校及び美和小学校、並びに江山中学校の3校による「小中一貫型小学校・中学校又は義務教育学校（以下「小中一貫教育校」という。）」を設置する。

[付記]

- (1) 神戸小学校及び美和小学校、並びに江山中学校の3校による小中一貫教育校を、現在の美和小学校の位置に校舎一体型として設置する。
- (2) 小中一貫教育校の設置は、十分な準備の上、できるだけすみやかに実施する。

- (3) 施設一体型の小中一貫教育校が設置されるまでの間、神戸小の児童と美和小の児童による積極的な交流学习を実施するなど、教育面での十分な配慮を行う。
- (4) 「コミュニティ・スクール」の指定を行う。
- (5) 「小規模校転入制度」を導入する。
- (6) 教育情報環境の整備を進める。
- (7) 子どもたちが安全に通学できるよう配慮する。
- (8) 地域伝統文化や自然探究など地域ならではの学習に留意すること。振興にも寄与すること。

[説明]

(1) 神戸小学校及び美和小学校、並びに江山中学校の3校による小中一貫教育校の設置について

～経過～

平成28年7月22日

「かんの教育を考える会」より、「近隣小中学校との小中一貫校又は近隣の小学校との統合」を望む旨の要望書が提出され、統合の場合は、吸収統合ではなく新設統合を望むこととされた。

平成29年9月19日

「江山校区の学校のあり方考える会」より、「神戸小学校、美和小学校及び江山中学校の3校による小中一貫校設立」を望む旨の要望書が提出された。

- ・神戸小は、全校児童が20名で複式学級が発生している。少人数のメリットを生かした、きめ細かな指導が行われているが、1学年1名という学年もあり、早急に課題解消を図る必要がある。
- ・江山中学校については、第13期校区審議会の平成29年10月31日付け「中間まとめ」において、「早急に議論が必要な学校区」として、「江山中学校エリア（神戸小、美和小も含む）」の小規模化に伴う懸念を指摘したところである。
その後も慎重に審議を行い、校区審議会としては、江山中学校の小規模化の課題を克服するために、小中一貫教育を導入し、児童生徒の異学年交流の機会を増やすほか、乗り入れ授業や教科担任制を導入したり、地域の特色を生かした教育課程の編成を行ったりすることが望ましいと考える。
なお、小中一貫教育導入にあたっては、地域の協力なくしては成立しないことから、「学校と保護者、地域が一体となった検討組織」を立ち上げ、市教育委員会も適切な指導・助言を行い、十分な準備の上で進めることが必要と考える。
- ・小中一貫教育校の形態として、小中一貫型小学校・中学校又は義務教育学校のいずれを設置するかについては、学校と保護者、地域で検討される9年間の小中一貫教育ビジョンやめざす子ども像等を踏まえ、それらを実現するためにふさわしい形態を市教育委員会において決定すべきと考える。

- ・小中一貫教育校の校舎については、築年数や校地面積を考慮し、現美和小学校の校舎とすることが望ましい。
- ・小学校と中学校を一体型の校舎とすることで、子どもの学習面において高い効果が期待できることはもとより、学校運営の面でも、より効率的に一貫教育を行うことができ、教職員の負担軽減にもつながる。

(2) 小中一貫教育校の適切な設置の時期について

- ・9年間の小中一貫教育ビジョン、めざす子ども像や教育課程の編成等、地域の特色を生かした魅力ある学校づくりについて、「学校と保護者、地域が一体となった検討組織」の主体性のもとに、市教育委員会と地域住民がすみやかに協議を進める必要がある。
- ・施設一体型の小中一貫教育校としてできるだけ早期に開校するため、特別教室等の増築・施設の改修等、必要な整備については、すみやかに行う必要がある。
- ・「学校と保護者、地域が一体となった検討組織」が主体となり、進捗状況等の情報を、保護者や地域住民に向けて随時提供していくことが、地域に根ざした新たな学校づくりには不可欠である。

(3) 施設一体型の小中一貫教育校設置までの、神戸小・美和小の児童による交流等、教育面での配慮について

- ・神戸小学校は、全校児童数20名であり、特に1年生と2年生が1名、3年生が2名と小規模化が顕著である現状から、一刻も早く神戸小の小規模化の課題に対応する必要があると認識している。
さらに、地域住民や保護者も早期に美和小との統合を望んだことから、施設一体型の小中一貫教育校設置までの間、神戸小の児童と美和小の児童による積極的な交流学習を実施するなど、教育面での十分な配慮を行うことが必要であると考えます。
また、小中一貫教育校へのスムーズな移行を行い、教育効果を高めていくために、児童生徒、教職員の相互の交流を開校前から深めていくことが重要である。
併せて、教職員について、小中一貫教育校開校までに小中一貫教育の理解を深め実践していくための十分な研修や、開校後も長期的に継続した研修を行うなど、十分な配慮が必要である。

(4) 「コミュニティ・スクール」の指定について

- ・江山中校区では、学校と保護者、地域の代表により、将来の学校のあり方について検討する「江山校区の学校のあり方を考える会」を立ち上げられた。今後、さらに学校と保護者、地域が力を合わせ、より魅力ある学校づくりを推進する必要があることから、「コミュニティ・スクール」とすることが望ましい。

(5) 「小規模校転入制度」の導入について

- ・小規模化のデメリットを解消するため、児童生徒の交友関係の広がりや部活動の選択肢が広がるなどの効果を得ることができる小規模校転入制度を導入する必要がある。導入にあたっては、校区外の児童生徒その保護者が、「転入したい」と感じるような魅力ある学校づくりを行うことが不可欠である。

(6) 教育情報環境の整備について

- ・教育情報環境を整備することで、他校の児童生徒とインターネット等を通じて交流でき、視野を広げることができる。

(7) 通学面での配慮について

- ・神戸小学校から美和小学校まで約 6.5 km の距離があることから、子どもたちがバス通学しやすい環境を整える必要がある。また、通学路についても安全の確保を図られたい。

(8) 地域伝統文化や自然探究など地域ならではの学習について

- ・3地区（神戸、美穂、大和）の伝統文化を教育課程の編成に取り入れるなど、地域づくりと学校教育のあり方について、地域の関係組織、関係者と連携を密にし、協議を進めることが必要である。

【参 考】詳細は第13期校区審議会議事録を参照のこと。

(<http://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/0000000000000/1440741886657/index.html>)